



浚渫

目的

浚渫に関連するリスク¹を管理すること。

要件

1. 海洋浚渫工事。 [EIA 補遺、浚渫と処分]
 - a. どのような予定中の浚渫工事および処分場所の決定も、主要な環境規制機関（SakhNIRO）に相談した上で実施しなければならない。
2. 浚渫 - アニワ湾。 [EIA 補遺 - アニワ湾における浚渫]
 - a. 全ての予定中の浚渫工事および浚渫土砂の処分は、海洋オペレーション計画（MOP）に沿って実施されなければならない。アニワ湾向け MOP は、コルサコフ港の港湾管理局の承認を得なければならない。
 - b. 最も影響を受けやすい鮭の回遊の期間（5 月～9 月）に、浚渫と処分のオペレーションを実施してはならない。
 - c. 処分場所の指定範囲（海面から半径 200 メートル）より外に浚渫土砂を処分することは禁止されている。GPS 搭載の船で正確な位置決めを行う。処分作業の日常管理は、記録と点検を通じて、監視されなければならない。

¹ この文書のイタリック体の用語は、サハリンエナジーHSE用語集にある。

未分類	文書 0000-S-90-04-O-0259-00-E 付録 8、第 03 版	有効期限：2010 年 5 月 28 日から 2015 年 5 月 28 日	
文書履歴	承認者: A. Galaev, 管理者: V.Andreeva	複写規制なし	ページ 1 / 1